様式第１号別紙１（第７条関係）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約書

１　延岡市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、宮崎県及び延岡市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、延岡市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱第14条に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）虚偽の交付の申請したことが判明した場合：全額

（２）交付の申請から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額

（３）交付の申請から１年以内に延岡市に転入しなかった場合（ただし、当該申請時に既に市町村に住民票がある場合を除く）：全額

（４）就業から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年に満たない期間内に延岡市から転出した場合（ただし、交付の申請時に既に延岡市に住民票がある者又は住民票を移さずに転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年未満で市町村から転出した場合）：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に延岡市から転出した場合（ただし、交付の申請時に既に延岡市に住民票がある者又は住民票を移さずに転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年以上５年未満で延岡市から転出した場合）：半額

３　地方就職支援金の支給を受けた後に実施される延岡市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

　※　報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

　　　　　年　　月　　日

　延岡市長

申請者住所

　　　　　　　　　　署名